

平成28年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月11日 午前10時00分		
	延 会	3月11日 午後3時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	総務課副主幹 兼 総務係長	我那覇 隆 文
	学校教育課長	田 港 朝 津	福祉保健課補佐 兼 福祉係長	宮 里 政 有
	社会教育課長	与 那 満	建設課補佐 兼 建設係長	屋嘉部 功
建設課長	金 城 正 明	住 民 課 補 佐 兼 環境衛生係長	新 川 毅	

平成28年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成28年3月11日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第23号	平成28年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第23号 平成28年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

歳入については、2つに分けて一括質疑を行いたいと思います。

まず、歳入1款村税から7款ゴルフ場利用税交付金までの質疑を行います。

質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 平成27年度今帰仁村一般会計予算、歳入について質疑いたします。

14ページ、1款1項1目1節の現年課税分の均等割と所得割の説明を求めます。

それと20ページ、2款1項1目地方揮発油譲与税の説明。

それと26ページ、6款1項1目の地方消費税交付金の地方消費税交付金と地方消費税、この2つがありますけど、この2つの説明、違いとか、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの5番與那議員の質疑について説明いたします。

まず14ページです。歳入の1款1項1目村民税の現年課税分の均等割と所得割についてなんですけれども、均等割については3,500円掛けの3,126名で1,094万2,000円と見込んでおります。これは、納税義務者数の増によるものでございます。約155人の増です。

それから所得割なんですけれども、これにつきましては前年対比では270万円ほどの減となっておりますけれども、これにつきましては高額納税者ですね、その転出により減が確定している金額を考慮して計上しております。休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時04分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時05分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 20ページ、2款1項1目地方揮発油譲与税なんですけれども、これはガソリンに課す税です。その100分の42に相当する額を市町村に対し譲与し、その2分の1を村道延長と面積で案分し譲与するということになっています。県から示された金額を計上しているということになります。

26ページ、6款1項1目地方消費税交付金、その地方消費税交付金なんですけれども、これにつきましては地方消費税の一部を財源として県と人口と従業者数で案分し、村に対して交付するものとなっております。これにつきましても県から示された金額を計上しているということになります。

それから地方消費税の社会保障財源交付金ですけれども、消費税、それから消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、この引き上げ分の税収については社会保障の4経費ですね、年金、医療、介護、子育て、その他社会保障の施策に要する経費に充てられることとなっておりますので、こちらにつきましても県から示された金額を計上しているということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 まず14ページ、この均等割のところなんですけれども、均等割とはとありまして、今帰仁村に住所がある方と今帰仁村に住所はないが事務所、事業所または屋敷のある方とあります。今帰

仁村は、人口はたしか九千数百名いると思いますけれども、その中で3,126名、約3分の1しか均等割、今帰仁村に対しての税を納めていないということになるのでしょうか。

それと、この均等割の課税されない方というものの説明があるんですけども、これの中で前年中合計所得28万円掛ける、(本人プラス扶養人数プラス16万8,000円以下の人)これは均等割の計算なんですけれども、これで計算すると扶養が多くなれば多くなるほど課税されるのかなということになります。扶養が多くなるということは、困窮家族と言うんですか、生活がどんどん苦しくなっているはずなのに、どんどん課税されるような仕組み、計算方式になってくるはずなんですけれども、これに対する説明も求めたいと思います。

20ページ、地方揮発油譲与税、これはガソリンに対する税とありましたが、これは村内で燃料を入れた、入っていない数と言うんですか、この数量に比例するのかもしれないのか、その辺の説明を求めます。

あと、26ページ、これも消費税交付金ということで今帰仁村内で消費されたものに対する交付金なのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

均等割の件なんですけれども、先ほど申しましたように3,126名ですね、これが均等割に係る人ということなんですけれども、この予算上は、実際にこれは100%ではなくて、大体95から97%、収入があるであろうということでの納税義務者数となっております。

それから控除の件なんですけれども、扶養があるほど税額が高くなるかということの話なんですけれども、それにつきましては、これは控除ですので、この所得から控除、その控除分の合計が、先ほど言っていた説明になりますので、税額については下がるということになります。

それから、20ページ、地方揮発油譲与税の件なんですけれども、これにつきましては県税となりますので、県内の消費によるものとなっております。

それから、25ページ、これにつきましても県税になりますので、県内の消費に関するものとなっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時12分)

5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 まず14ページなんですけれども、控除の件はある程度理解いたしましたが、村内に住所があって、3,126名、おおよそだと思いますけれども、3分の1ぐらいの方にしか課税されないと言うんですか、これではやっぱり村の財源の根幹をなす税収、歳入ですので、この歳入を上げる努力もどんどんしないといけないというところもあると思うんですよ。これが住民税非課税の世帯、家族、人、そういう方がいて、生活困窮者もたくさんいると思うんですけども、これを見ると、ほぼ住民税非課税者しかいないのかなと思ったりもするんです。何かに課税されるときも、やっぱりこの3分の1の方々には課税されない。3分の1で今帰仁村の歳入と言うんですか、税収と言うんですか、これは賄っていないのかなと、そのように捉えられるんですけども、この均等割にしても、この方々をふやす方向と言うん

ですか、住民課として努力していること、促すこと。非課税の方々を毎年のように調べているのか、この辺の答弁、求めたいと思います。

20ページ、26ページは、県で消費されたものによる交付金ということで捉えてよろしいでしょうか。はい、わかりました。それでは、20ページ、26ページは理解いたしました。

14ページの質疑に対して説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

納税義務者数の3,126名の件なんですけれども、申告については未成年者は、申告は実際行っておりません。ですので、二十歳以上の方が対象となっております。その二十歳以上の人数というのは、資料がございませんのでわからないんですけれども、3分の1ということではないと理解しております。

それから、その非課税者の調査ということなんですけれども、これにつきましては申告の前に、まず申告書を発送するんですけれども、それでも申告がなかった場合には未申告者に対して申告するようにということで、再度発送している状況です。

また、広報においてもそういった周知を行っておりますので、その非課税に対して対応…、ちょっと休憩お願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 非課税世帯の件についてですが、先ほど申しましたように村広報紙と、それから未申告者への送付等で周知しているところでございます。

非課税世帯への所得、収入の増というんですか、それについてなんですけれども、これにつきましては住民課だけではなく、各農業分野とか、そういった企業誘致等ですね、そういったものを施策の中で取り組んでいくということで、役場全体で取り組んでいくものだと理解しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの5番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君

未申告者には課税されないということになるのでしょうか。未申告であれば均等割は課税されてもいいのかなと思っております。ほんとに生活が苦しい方々が免除になったり、減免になったりするべきであって、村民みんなが助け合いながら、これ歳入ですので、歳入に入ってきます。これから先日も行われた入学基金とか、その辺にもやっぱり活用されますので、村民で将来を担う子供たちを助け合うために均等割、住民税はぜひ納めてほしいし、義務を果たした村民に対しては行政に対してでも、私たちに対してでも、もっともっと声を挙げてほしいと。そうすることによって村民性が上がっていき、村がどんどんよくなっていくと思っております。

再度質疑いたしますが、この未申告者に対して、未申告者は納税されていないのでしょうか、質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただまの質疑について説明いたします。

この未申告者の中には、実際に所得がゼロであったりとか、そういったのもございますので、ただ未申告者については村税の収入になりますので、先ほど申したように広報等ですね、それから未申告者へのはがきを送付しておりますので、そういった対応で今後周知していきたいと考えております。

未申告者については、課税はされておられません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 15ページ、1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税、これは本年度が3億99万9,000円、前年度が2億9,443万7,000円、比較で656万2,000円の増となっております。この中で、現年度課税分の土地が減額になっております。それから家屋のほうは増額です。それから償却資産が増額になっていきますけど、それぞれの増減の理由についてお伺いします。

それからもう一つ、16ページ、軽自動車税です。1目軽自動車税、このほうが、昨年度は68万2,000円の増でしたけど、今回大幅に伸びてまして315万9,000円、これは何台の軽自動車税がふえたということでございますでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの6番吉田議員の質疑について説明いたします。

15ページ、1款2項1目固定資産税の現年分の土地と家屋、償却資産の増減理由についてですけれども、まず土地については約10万円ほどの減となっております。これにつきましてはゴルフ場用地の見直し、それから評価がえによる平成27年度の予算で見積もった価格ですね、それが実際にはさらに下回っていたということの原因となっております。

それから家屋の増についてなんですけれども、これは新增築の家屋が47件、それから大口で店舗が1店舗、それからレストランが3件、それからホテルが1件の大型の新築がありました。合わせて950万円ですね、その増等を見込んでおります。

それからの償却資産なんですけれども、前年対比で約109万5,000円の増となっておりますけれども、これにつきましては新規の申告が30件ありました。その主なものとしては、太陽光発電関係です。これが、前年度より20件増加しているものによるものでございます。

それから軽自動車税の件なんですけれども、これにつきましては税率改正ですね。バイク等が約1.5から2倍、乗用車についても税率改正があつて、税率が前年度よりも高くなっております。その要因で増となると見ております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時26分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ただいまの説明で大体わかりましたけど、先ほど漏れているのがありましたけど、軽自動車税ですね。ふえた台数も積算されているようだったら、何台ふえる予定の計上であるか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 軽自動車の件数の増についてなんですけど、今、手持ちでその資料がございませんので、後ほど提供する形でよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 先ほど説明漏れがございましたので、14ページです。個人住民税なんですけれども、未申告者の件なんですけれども、村内、申告の際に未申告の数なんですけれども、約700名ほどいるんですけれども、そのほとんどが夫が仕事をしていて、その妻ですね、その方の所得がゼロであったりとか、そういったのがあります。大部分は、そういった所得がゼロの人たちが多いですけれども、それにつきましては例えば村税滞納整理員、そういった方たちがおうちを訪問しながら、申告のお願いとかですね、そういったものもやっております。

それからその未申告者については、条例上で過料も設定されておりますので、今後そういった過料についても周知していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 次に、歳入9款自動車取得税交付金から22款村債までの質疑を行います。

質疑ありませんか。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳入33ページです。13款分担金及び負担金の1項分担金、1目農林水産業費分担金のほうです。ここの前年度、本年度の予算の減額が3,885万2,000円となっておりますので、これは1節農業費分担金、災害に強い栽培施設の整備事業1,300万円となっておりますけど、前年度の半分も行っていないのでどうしたのかな、理由、説明を求めます。

次ですね、39ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の11節児童手当負担金、こちらの中に0歳から3歳、3歳以上云々とあって、被用者、非被用者ということで0歳から3歳、3歳以上小学校修了前までとありますけれども、この被用者と非被用者との違いですね、説明を求めます。

次、48ページ、16款県支出金、2項県補助金の7節です。村づくり交付金、西部地区、東部地区とありますので、この地区はどこの字なのか、説明を求めます。

次の8節の沖縄振興公共投資交付金の集落基盤整備事業、西地区の4,100万円の地域ですね、字名。

それと下ですね、6目の教育費県補助金の4節の学校教育費補助金、放課後児童健全育成事業、次の5

節の沖縄振興特別推進交付金の地域型就業意識向上支援事業、この事業の説明ですね。

次の7目土木費県補助金の沖縄振興公共投資交付金の村道古宇利線改良事業のですね、これ今、やっている事業と思っていますけど、最後まで、上までそのまま続けていくのかどうか、答弁を求めます。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

33ページ、13款1項分担金、農林水産業費分担金、1節の農業費分担金、災害に強い栽培施設の整備事業についての分担金について説明いたします。前年度より3,885万2,000円減額となっている理由につきましては、事業費の減。前年の平成27年度につきましては、当初予算ベースで2億円の事業費計上がありました。本年度につきましては、事業費ベースで5,000万円の計上となっております、1,300万円の農家の分担金ということになっております。その負担割合につきましては、20%プラス消費税が受益農家の負担となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 質疑についてご説明いたします。

39ページです。15款1項1目の11節にあります児童手当の被用者、そして非被用者の区別ということですが、児童手当は、その受給者については大きく3つに分けて分離がされております。1つは被用者、そしてもう一つが、2つ目が非被用者、3つ目が公務員ということになっておりまして、公務員につきましては各職場から支給がされております。

被用者ですけれども、まず厚生年金保険の被保険者が主体となっております。それから非被用者につきましては国民年金被保険者になりますので、大体が国保に加入している皆さんの分だということで理解をしていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1番與儀議員の質疑についてお答えします。

48ページ、16款2項4目7節村づくり交付金の字名のほうですが、村づくり交付金事業の西部地区ですね、これについては字が与那嶺区、仲尾次区、崎山区、平敷区で事業を実施しております。

それから、東部地区については勢理客区、天底区、湧川区、呉我山区の4字で事業を実施しております。

それから8節の沖縄振興公共投資交付金についてですが、集落基盤整備事業今帰仁西地区、これの字については今泊区、兼次区、諸志区。この事業につきましては平成27年度に採択されまして、平成28年度も継続していくものです。

それと、16款2項7目土木費県補助金ですね。1節の沖縄振興公共投資交付金、村道古宇利線改良事業の件ですが、これは今、継続している事業なんですけど、平成25年度から事業を行いまして、平成29年度まではですね、延長で1,750mを実施していきます。この古宇利線の全線の改良を行った場合に2,300mを予定しているところで、あと残りの550mについては平成29年度まで、まず1期終わらせてですね、それからまた事業を採択させまして、2期の工事で、あと550mを実施していく予定でおります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの1番與儀議員のご質疑について説明いたします。

同じく48ページの教育費県補助金の4節学校教育費補助金の放課後児童健全育成事業につきましては、村内にあります3学童クラブに対しての事業でありまして、運営費の補助に当たります。総額1,834万8,000円の総事業費に対して3分の2補助の1,223万2,000円を計上しております。

次の5節沖縄振興特別推進交付金の地域型就業意識向上支援事業につきましては、県の雇用労政課より事業採択されております地域型意識支援事業、村内の小学生を対象にした教育ファーム事業や、中高生を対象にした県外インターンシップ研修事業等の補助事業、総額1,500万円に対する90%補助で1,350万円を計上しておりますので。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 最初から行きます。さっきの経済課長の説明で大体わかりましたけど、この事業は今後もまだまだあるのかですね。まだ農家が、まだまだ申し込みはあると思いますけど、どのような方法で事業を進めていくのかですね、説明を求めたいと思います。

次に児童手当の39ページ、被用者、非被用者云々は大体わかりました。親の社会保険とか国保、公務員云々で被用者、非被用者に分類されているということでしたけど、子供手当は金額が変わるのかどうか、説明を求めたいと思います。

それと48ページですね、村づくり交付金は、西部地区は与那嶺、仲尾次、崎山、平敷、東部地区は勢理客、天底、湧川、呉我山地区ということでしたけど、次も、来年も継続して続けていくのかどうか。まだまだ整備する地域はありますので、次年度にどういった方法で結びつけていくのか。

この次の集落整備事業ですね、今帰仁西地区も今泊、兼次、諸志ということですけど、これもですね、東地区も来年、再来年ごろですね、予定があるのかどうか、説明を求めたいと思います。

最後に、古宇利の改良工事は平成25年度から平成29年度まで1,750m云々で、全長では2,300mあるということで、平成29年度以降もということでありましたけど、今、現場を見てみると、幅員はある分いろいろ整備して、今、下はやっていますけど、上に行くと、畑だから幅員は広がるのかどうかですね。交差するのに、今だったらちょっと不便という形で幅員がありますので、上は、今のところは集落内の整備をしていますけど、上では集落はなくて、畑云々で土地ができそうな場所もありますけど、上に行ったら、ちょっと幅員が広がって、自動車2台、スムーズに交差できる幅員がとれるのかどうかですね、説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、説明いたします。

まず、災害に強い栽培施設の整備事業につきまして、今後も続くのかということですが、当面ですね、平成29年度まで事業は予定されております。今年度につきましては、東部野菜組合の事業を実施する予定になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 児童手当の質疑についてご説明いたします。

先ほど大きく分けて3つに分けられるという受給資格者につきましてですが、被用者並びに非被用者、そして公務員につきましても1人当たりに支給される児童手当の額は一律でございます。ただ、3歳未満

が一律1万5,000円、3歳以上、小学校修了前までが一律1万円。ただし、第3子以降は1万5,000円となっております。中学生につきましては、一律1万円という額で設定がされております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えします。

48ページの村づくり交付金ですが、西部地区については事業の完了年度が平成28年度で完了いたします。それから東部地区については、平成29年度の完了予定となっております。

それと8節の今帰仁西地区ですね、これについては平成27年度から事業が始まって平成31年度まで事業を実施していく予定でおります。

それから、その東部地区という話があったんですが、今、村づくり交付金を東部地区で事業を実施しておりますので、それはちょっと今、事業名が村づくりとですね、集落基盤整備事業という名称が変わっていますけど、大きな事業の制度的には同じ事業制度になっておりますので、今、東部のほうは事業実施しているところであります。

それと古宇利線の改良事業ですが、今、改良しているところの幅員については1車線の道路で、幅員は車道と路肩を入れて幅員が5メートルございます。5メートルの幅員については、乗用車はすれ違える幅員になっております。上のほうに行ったら幅員を広げるのかという話なんですけど、この路線はですね、先ほど話した幅員の計画でそのままずっと終点まで計画していく予定でおります。

先ほどすれ違いの話もありましたけど、乗用車は支障なくてですね、ゆっくり走行した場合は乗用車と大型車もゆっくりであれば、すれ違えるような幅員になっておりますので、その計画で予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 49ページ、再度質疑いたします。

今の説明で、経済課長の説明では村づくり交付金、また基盤整備事業も大体似たようなものということで理解しています。

それと、今、西部地区、東部地区云々で、西部地区は平成28年度云々で大体終わると。東部地区は平成29年度云々で終わるという話ですけど、まだまだ整備するところはいっぱいありますので、一応これ締めから、また平成29年度、平成30年度というかたちで地域の整備ですね、進めていくのか、大体終わったから打ち切りなのかですね。また事業の内容で、別メニューで経済課、建設課でまた地域の整備を進めていくのかですね、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

集落整備事業西地区の後に、新しい事業とか導入の検討はあるかということなんですけれども、今後、地域の意見なども聞きながら、その辺の事業導入に向けて、県とも調整していきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 41ページ、15款2項5目の2節公営住宅建設費補助金、兼次第2団地新築事業1

億5,993万5,300円の計上でありますけど、この戸数ですね、1階建てなのか2階建てなのか、お伺いします。

それから44ページです。44ページ、16款1項1目2節自立支援（更生）給付費、それから障害福祉サービス費で、それぞれ750万円と6,500万円計上されていますけど、この事業の概要についてお伺いします。

それから46ページです。16款2項2目民生費県補助金、その中の3節子ども・子育て支援交付金、これは、昨年度はなかった節で新しい節の計上でありますけど、その説明についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について説明します。

41ページ、15款2項5目土木費国庫補助金、2節の公営住宅建設費補助金の中の村営兼次第2団地新築事業の件ですが、これについては今、1棟で2階建ての12戸を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

44ページの16款1目2節の身体障害者福祉費負担金の事項でございますが、まず自立支援（更生）の給付費でございますけれども、18歳以上の障害を持つ方で、指定金融機関で障害の軽減、あるいは機能の回復をするために受ける医療についての県からの負担金でございます。

それから障害福祉サービスの件でございますけれども、障害の認定を受けた方が訪問型のサービス、それから日中の活動ということで介護の給付とか訓練等のサービスを受ける場合の給付費、それから居宅支援ということで施設に入所してサービスを受けるときの給付費に対する負担金でございます。

それから、46ページの16款2項2目の3節が今年度からの開設ということでのご質疑ございましたが、これまで保育緊急確保事業、それからその中にありました赤ちゃん訪問養育支援訪問という事業がございました。それを今回、歳入項目を変更して、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援交付金ということで歳入を組んでおります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 41ページの村営兼次第2団地新築事業です。この団地の補助率、それから村負担ですね、それについてお伺いします。

それから、44ページの自立支援（更生）給付費、それから障害福祉サービス費、これについての増額が250万円ずつそれぞれふえていますけど、その理由についてです。障害福祉サービスについては、施設に対する補助というか援助の事業じゃないかと思っておりますけど、この施設名について、もしそうであれば施設名についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について説明します。

村営兼次第2団地新築事業の補助率ですが、これは70%の補助になります。あと残り30%については、村のほうで財源を確保して、事業実施していきます。村の負担の金額ですが、6,854万4,000円の、30%の

負担額になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 質疑についてお答えいたします。

250万円の増についてでございますけれども、対象となる障害を持つ方がふえたということではなくて、サービスを受ける給付費の増ということで、実績ベースでの平成28年度の計上になっております。

それから施設等での給付を受けた場合の給付サービスが行われているわけでございますが、県内にある施設での給付サービスを受けている皆さんへのサービス費になりますけれども、村内でいいますと、事業所は社協、それからおとぼの杜、それから就労支援等で今、頑張っているらしいです。「がんばろう」とか、湧川にありますエル・セフィーロ等が、その障がい者を受け入れている該当の施設になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 41ページの兼次団地の件ですけど、この完成予定と、それから居住開始する時期、それについてお伺いしたいと思います。

それから先ほど漏れがありましたけど70%の補助、国なのか、県なのか、あるいは両方からの補助なのか、それについてもお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

兼次第2団地の完成予定ですが、平成28年度の予算分については、これから内閣府といろいろヒアリングして交付決定が来てからの事業実施になっていきますので、この交付決定時期が今、内閣府との調整で決まっていきますので、今のところ予定としては平成29年の3月を予定しております。

入居についてですが、完成した後の入居になりますので、4月から5月をめどに入居をしていく予定でおります。

それから70%の財源ですが、それについては国庫の補助金になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 49ページ、16款3項1目総務費県委託金についてお伺いします。

墓地経営許可権限移譲事務交付金50万円とありますけど、新しい事業だと思いますが、これはどういうものかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

49ページ、16款3項1目総務費県委託金の墓地経営許可権限委譲事務交付金についてですけれども、平成28年4月から墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可等に関する事務が沖縄県から権限委譲されることに伴い、沖縄県市町村権限交付金要綱に基づいて予算計上しております。これまでは、墓地、埋葬等に関する墓地等の経営許可等については、沖縄県の許可が必要でしたけれども、権限委譲後、平成

28年4月から村へ申請していただくということになります。そういった事務の補助ということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これは県から村にもう権限委譲されたということですよ。今帰仁村が、これを今からやるわけでしょう。そして、各地域にある、あれも全部村が地域別に墓地公園とか、こういうのをつくる計画は、これも全部村がするわけですか。それはまだ県がやるんですか、それについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時17分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

この墓地の権限委譲につきましては、先ほど質疑のあった各字にあるそういった墓地の集約されているところですね、それを県がとか、そういうものではなくて、今後、新規で申請があった場合に、村のほうで申請していただくということになります。現在ある、各字にある墓地が集積されるということにつきましては、既にそちらに建っているものですので、これからそれをやるというのではなくて、今後この基本計画の中で例えば墓地区域であったりとか、墓地規制区域であったりとか、そういったのを今後、調整していくという形になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時18分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 39ページです。13節の金額は少ないんですけど、広域入所委託料1,000円というものの説明と、48ページの5目1節観光振興費補助金というのがあるんですけど、それが大分減っているんですけど、そちらの説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの9番山城議員の質疑についてご説明いたします。

15款1項1目13節子どものための教育・保育給付費負担金の施設型給付費、広域入所委託料につきましては、この件につきましては市町村が支弁する施設型給付費の支給の一部を国が2分の1、県が2分の1という形で費用を負担するものであります。これにつきましては平成28年度から行われておりまして、広域に入所する、現在する方がいらっしやらないので1,000円の費目存置という形にしておりまして、この項目に関連するものにつきましては、平成28年度実施予定の事業所内保育についての費用の算出として計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について説明いたします。

48ページ、16款2項県補助金、5目商工費県補助金、本年度は費目存置の計上だけということなんですけれどもという質疑なんです、それにつきましては沖縄県緊急雇用対策基金の事業は平成27年度で終了

したということで、平成28年度の計上はございません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳入について質疑したいと思います。

47ページです。16款2項4目1節の農業委員会交付金、その事業内容、概要説明。それと青年就農給付金事業、この給付要件等々が整備されていると思いますが、この給付要件。それと3節の林業費補助金、森林環境保全直接支援事業、この対象地域と事業概要ですね。それとその下の森林病虫害等防除事業（伐倒駆除）、そこの対象地域、事業概要。それと4節、漁村再生交付金事業、漁村再生支援事業。

それと48ページの16款2項6目2節の文化的景観保護推進事業ですね。それと、重複しますけれども、4節の放課後児童健全育成事業。それと5節地域型就業意識向上支援事業の概要説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

まず47ページ、16款2項4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費補助金、農業委員会交付金につきましては、農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるようにする農業委員会の基礎的な経費としての活用の交付金です。これにつきましては、沖縄県のほうから示した今年度計上すべき金額ということで示された金額を計上しております。

あと、青年就農給付金事業につきましては、農業を新規に始める方に当たりまして、始めた年度から5年間、150万円の給付金を行うための事業です。それについては県の補助金は10割なんですけれども、今年度は17名予定しております。前年度の継続の方が14名いまして、今年度は新規で、まだ審査中の方々が2人おりまして、あと1人新規で希望が来ておりますので、3名を予定して17名で計上しております。

あと、3節林業費補助金の森林環境保全直接支援事業につきましては、具体的な場所につきましては乙羽山の生活環境保全林の中の不要木ですね、雑木と言ったら何ですけれども、不要木についての伐倒処理をする事業になっております。

あと、森林病虫害等防除事業につきましては公益松林の保全林、玉城区公民館裏手の松林のウガンジュですね、公益松林ということで指定されておまして、薬剤等でのカミキリムシの防除をする事業になっております。

あと、漁村再生交付金事業につきましては、平成27年度から平成31年度までの漁港の浚渫の事業であるとか、防砂堤の事業をやる予定の事業です。今年度の計上につきましては、昨年から引き続きの浚渫の工事と、あと防砂堤の工事です。

あと、漁村再生支援事業につきましては、前年度まで、平成27年度までは直接、漁村多面的機能発揮事業ということで協議会のほうに入っていた予算なんですけど、今年度からは市町村を経由して、その漁村再生協議会等に支出するよということで計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

48ページ、16款2項6目2節の文化的景観保護推進事業につきましては、今泊の伝統的集落景観保存計画書作成調査に行われる事業でありまして、県の補助率につきましては補助基本額456万7,000円のうち

2.3%という補助率で実施してまいります。で計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの10番久田議員の質疑について説明いたします。

同じく48ページ、4節学校教育費補助金の放課後健全育成事業につきましては、村内にあります学童クラブ3施設の運営費補助に当たる補助事業であります。国・県の3分の2補助がありまして、その予算を計上しております。当該事業は、平成25年度から導入されておりまして、学童クラブに対しての運営費補助を行っております。

それから、5節の地域型就業意識向上支援事業につきましては、小学生から中学生、高校生を対象にした、まず小学生の教育ファーム事業や、中高生を対象としたインターンシップ研修、県外での研修ですね。それから村外からスーパー講師と呼ばれる方々を招聘しまして、キャリア教育に対する意識づけを行っていく事業として、こちらは平成27年度、昨年度から導入してきております。今年度の総事業費1,500万円に対する90%補助の1,350万円を計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 各担当課長の説明で大方の理解はしておりますけれども、まず1点目の農業委員会交付金、先ほど答弁がありましたとおり、委員会、農地法などに基づく業務ということで理解はしています。

そこで、農業委員会の目的と申しますか、目標に全国的な公平性の確保に努めるということを少し聞いたことがありまして、沖縄県と本土との格差があるのかですね、この業務に関してですね。その辺、少し問うてみたいと思います。

それと、青年就農給付金事業なんですけれども、17名の方が今、応募しておられるということですが、この給付要件ですね。準備型と経営開始型の2通りあるというふうにお伺いしておりますけれども、さっするに、これは経営開始型の応募だと理解しています。もう少し掘り下げた給付要件ですね、年齢制限とかいろいろ縛りがあるというふうに聞いたことがありまして、もう少し具体的に掘り下げた答弁を求めていきたいというふうに思っています。

森林環境保全直接支援事業、乙羽岳、そしてまた森林病虫害等防除事業については玉城区というふうに理解をしているところであります。

それと、漁村再生交付金事業及び漁村再生支援事業についてでありますけれども、平成27年度から平成31年度までの事業期間があるということで、これは実施主体は村だというふうに認識しておりますけれども、これは地域の、漁協に行って、私、お伺いしたことがあります、創造力を生かした漁村再生整備だというふうに認識しておりますけれども、漁協の要望と申しますか、平成31年度から事業があるわけですから、その辺、今後の方向性ですね、これはかなり何て言うんですか、ジャンルが、裾野が広いと言うんですか、この事業。いろいろ使えるというふうに漁民の方に聞いたことがありまして、その辺、平成31年度まで、もし方向性があれば、答弁をされましたから、その辺、少し時系列があればですね、答弁を求めていきたいと思っております。

それと文化的景観保護推進事業、対象事業地が今泊の集落整備、これは整備事業の分野と、いろいろ啓

発とか、啓蒙活動の中にもあると思います。これは、答弁からすると整備事業なんですけれども、今後、例えば今泊の集落あたりは、普及啓発活動に何かつなげるような事業に持っていきたいのか、こういった整備事業にこれは当たるのかですね、もう少し具体的に答弁を求めたいと思います。

それと放課後児童健全育成事業、これは答弁にありましたとおり、平成25年度から始まりまして3学童に対しての運営費の補助3分の2ということでもありますけれども、3学童の、もう少し事業内容、平成25年度から実施しているわけですから、例えば10分の2以上を満たしているかという検証をとられたことがあるのか、その辺を少し聞いてみたいと思います。

それと地域型就業意識向上支援事業ですね。これは県の雇用対策課、今年度の事業は教育ファーム、そして県外インターンシップ、90%の補助をあてがうという答弁でありましたけれども、特に事業導入は北山学園プロジェクトの柱というふうに認識をしていいのかですね、再度答弁と求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

まず初めに農業委員会の交付金の件につきまして格差があるかということでございますけれども、その辺につきましては、その格差云々のまだ把握はしておりません。また、あるかどうかを含めて、今後調査し、もし必要であれば報告したいと思います。

次に青年就農給付金の件につきまして、準備型と経営開始型について認定の要件なんですけれども、準備型につきましては県知事が認める農業大学校とか先進農家などで研修を受けられる方、最長2カ年間で150万円。あと経営開始型につきましては、新規就農される方に農業を始めてから経営が安定するまでの5年間、150万円の給付があります。まず準備型の要件につきましては、研修終了後、就農するときの年齢が原則45歳未満ということが大きな要件です。それと農業経営に関する十分な意欲があるということ等があります。あと、経営開始型につきましては独立、自営就農時の年齢が原則45歳未満で、農業経営者になることについて強い意欲があること。農業を生活の糧に頑張っていきたいという方に対しての給付金ということでもあります。

あと、漁村再生交付金事業につきましては、本年度につきましては先ほども説明したとおり防砂堤の、平成28年度に防砂堤と浚渫工事を行います。その後につきましては、その事業の組み立てにつきまして漁協と何度も意見交換をし、事業採択に向けております。その事業の展開につきましては、今後については、最終年次におきまして直売店のものとかですね、さまざまな展開性のある事業内容になっております。年次的には少しローリング等もありますので、年次計画はございますけれども、その都度の補助金の予算の動向を見ながらやっていきます。やっていって、既存の漁港の機能向上を図る事業ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの久田議員の質疑について説明します。

文化的景観保護推進事業の内容というふうには私は捉えましたが。その内容につきましては、今年度、文化的景観、この事業につきましては今泊の伝統的集落景観を保存するための調査をし、その検定委員会といいますか、委員の方々に諮りながら、それを最終的な目的としましては文化的景観保存計画書を作

成するための事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について説明いたします。

放課後健全育成事業でございますが、学童施設を利用している小学1年から6年生までを対象としております。当該事業の中では、その学童クラブの運営に当たっている指導員の給与や、それから学童で利用される教材費などが、そういうふうにより人数によって運営費の補助として、県のほうから事業として採択していただいているという状況があります。

平成25年に3施設で実施しましたが、平成25年の末にはまた1施設が閉鎖されて、またの翌年、平成26年はまた1つの施設が加わって3施設ということで、同じく3施設ではあるんですが、そういう学童クラブの運営の中において健全な育成を図っていただいて、子供たちの居場所づくりを安定、確保しようというのが、本事業の目的となっております。

北山学園プロジェクトについては教育長のほうから説明いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは、久田議員の質疑に対して説明いたします。

地域型就業意識向上支援事業の北山学園プロジェクトに対する質疑と捉えておりますが、この地域型就業意識向上支援事業はキャリア教育の一環でありまして、北山学園プロジェクトの2本柱であります学力向上とキャリア教育の充実に関連して、この事業で子供たちの夢を応援し、人材を育成していくという北山学園プロジェクトの柱の一つとなっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 各担当課長、そして教育長の答弁で理解をいたしました。

それで農業委員会交付金、これは委員の業務に係る経費だというふうに認識をしております。これは、前々からですね、権限委譲の件ですね、業務にかかわることですので。その権限委譲の今後の方向性ですね、その辺まず見立てがあるのであれば、その辺の答弁を最後に求めていきたいというふうに思っております。

それから青年就農給付金事業ですね、年齢制限等々いろいろ縛りが、給付要件は理解をしましたがけれども、これは給付でありますので、これは例えば給付の要件を満たしていない方々の返還等々の命令もあるのかですね、かなり数字が大きいですので、その辺ですね、そういう給付廃止であるとか、返還命令等々があるのかですね、お伺いしたいと思っております。

それと漁村再生交付金事業、漁協と今後とも意見交換を通して、やっぱり持っている機能向上を最大限に図られるよう求め、鋭意努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから文化的景観保護推進事業につきましては、理解をいたしました。

それと放課後児童健全育成事業、やはり今後ですね、保護者等々にもいろいろ子育て支援の一環としてもアンケートをとりながら、それに応えていくのも一つの支援につながるんじゃないかなというふうに思っております。その辺もしっかりニーズに応えると言うんですか、今、保護者が抱えているニーズですね、その辺にも応えて、運営方法、あるいは活動内容等の質的な検討も、今後そういう参考になるんじゃない

ないかなというふうに思っておりますので、ぜひこれは今、子育てをしている方々全ての親御さんと言うんですか、保護者が利用できる、子供のための学童であって、目指すべきところはですね。そういうふうにも寄与できるんじゃないかなと思ひまして、ぜひこれは今後、アンケート等々をとりまして質的な向上に努めていただきたいなというふうに、この辺はどう、見解を持っているのかですね、最後に聞いてみたいと思います。

それと地域型就業意識向上支援事業ですが、先ほど教育長から答弁がありまして、やはり北山学園プロジェクトのキャリア教育に対する位置づけだというふうに認識をしているところです。それで、最後にキャリア教育についてでありますけれども、これは教育長、1月8日、これはフォーラムか何かやられていますね。私、ちょっと目にしていますね、ぜひこのフォーラムにおいてパネリストとしてお招きいただいたということも聞いていますので、このキャリア教育の実践研究を生かした感想と申しますか、いろいろ事例が何件かあったと思います。その辺ですね、率直なフォーラムを通してのご意見等々があれば、そしてまた、いろいろフロアからは意見等々も出たかと思ひます。もし、そのお話ができるのであれば、今後、北山学園プロジェクトの貢献にも大きく寄与できるのかなというふうに思っています。最後に答弁を求めて終わりたいと思ひます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

まず農業委員会に関する件につきまして、権限委譲等のことがあるかということでございますが、次期改選に向けてですね、農業委員会の、今年度におきまして条例等の改正があります。次期、新農業委員の皆さんからは、新しい農業委員会法に基づいて活動していただくこととなります。そういったスケジュールになっております。

あと、青年就農給付金につきましては、議員おっしゃるとおり給付事業でございますので、確かに返還等の規定があります。返還の前に、まず準備型の場合は研修終了後1年以内に就農しない場合の返還もあり得ると、農業で1年間。あと、給付を受けた期間の1.5倍の間、農業に就農していない場合にも返還が発生するということでもあります。あとは所得が250万円以上の場合、農業経営の活動に資しないと市町村、判定委員会、選定委員会とか…、担い手を支援するための機関、農林振興センターとか、JAとか役場が入ってあるんですが、その中に、給付に、毎年経営の経営計画を出して審査するわけですけども、その中で該当しない、不適當であった場合については停止もあり得るといふことがあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について説明いたします。

放課後健全育成事業につきましては、保護者ニーズの確認をというお話ですが、その事業導入の当時に、その当時の学童の皆さんで、それと教育委員会と合わせて話を通して、その施設利用の保護者負担額の見直しをしていただきまして、若干の保護者の負担の軽減が図られているというふうには理解しております。

今後のニーズについても教育委員会、それから民営の3学童でありますので話をしながら、また保護者の要望に応えられるような運営の改善につなげていければというふうに理解しております。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ **教育長 新城 敦君** 10番久田議員のご質疑についてご説明いたします。

ご存じのとおり、1月8日に沖縄県の雇用政策課が実施しております地域連携プラットフォーム事業の一環でフォーラムがございました。その中で、産学官の代表がパネリストとして、それぞれの地域で行っているキャリア教育についての事例発表でした。

特に今帰仁村については、まだ1年目なんですけど声がかかりまして、産学官の学の部分ですね、学校関係の部分で特色あるキャリア教育を行っているということでのご指名だったと思いますが、それぞれ各地域でキャリア教育についての取り組みをしているんですが、これまでやってきた例えば小学生、中学生の職場体験ですとか、中学生の職場体験ですとか、小学校の職場見学のサポートという形での、真新しいものがちょっと少なかったのですが、そういうことも含めて今帰仁村の取り組みが非常に特異であると、珍しい取り組みとして非常に評価を受けているところです。

そのコーディネートをした方もですね、文科省の教育課程審議委員の方とか調査課の方もいらっしやいまして、また全国にも発信していきたいということで今帰仁村の取り組みについては非常にすばらしいので頑張ってくださいというふうなことを伺っております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

○ **議長 東恩納寛政君** 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 東恩納寛政君** 「質疑なし」と認めます。

これで歳入9款から22款までの質疑は終わります。

暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時53分)

午 後

○ **議長 東恩納寛政君** 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

これから歳出の質疑を行います。歳出、1款議会費から5款労働費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 歳出79ページ、2款総務費、1項総務管理費、18節備品購入費の冷房空調機の54万円の説明を求めます。

次に、歳出119ページ、3款民生費、1項社会福祉費20節扶助費の下の欄の難聴児補聴器購入等助成事業の説明ですね、21万1,600円。

次に123ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費20節扶助費、今帰仁村すこやか子育て支援金350万円の説明を求めます。

最後に132ページから133ページまでまたがりますが、4款衛生費、1項保健衛生費2目予防費のですね、4節、7節、8節、9節、11節ということで健康長寿作戦事業のところですね、もう一つ健康増進事業ということで並んでいますけど、この健康長寿作戦事業と健康増進事業はどう違いがあるのか、説明を求めます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの1番與儀議員のご質疑についてお答えします。

2款1項18節備品購入費は、1階庁舎に事務室がありますけれども、1階庁舎の中の1機の、一部のクーラーの取りかえがございまして、その費用でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時35分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

まず119ページ、扶助費の難聴児補聴器購入等助成事業でございますが、これは平成28年度からの新規事業で実施をいたします。身体障がい者の手帳の交付の対象とならない軽度、そして中度の難聴児を対象とした事業になっております。村内に住所を有する18歳未満の方が対象となりますが、現在、こちらの調査では2、3人の確認ができておりまして、今回は4人ほどで計上をしての21万1,600円の補聴器の補助事業となっております。

それから123ページの今帰仁村すこやか子育て支援金の350万円でございますが、これは子供の誕生を祝うためにですね、健全育成と健やかな成長を願っての新生児を養育する方に支給する、親御さんに支給しておりますが、平成27年度から額の改正をいたしまして、第1子が2万円、第2子が3万円、第3子が7万円、第4子以上が10万円という支援金の支給をしております。平成27年度の実績に応じて、今回の350万円の計上となっております。

次に、健康長寿作戦事業と健康増進事業の違い等についてでございますけれども、まず健康作戦事業につきましては一括交付金で実施している健康長寿滞在型観光促進事業の中に位置づけております。地域でみずから健康について考えるということで、各公民館を拠点として住民に集まっていただいて作戦会議を立てている。村民の健康づくりに資するという事業でございます。

それから健康増進事業でございますが、健康手帳の交付とか健康相談、それから健康教育を含めて…、住民健診の結果を活用して健康相談事業を実施していることになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 79ページのクーラー。私は、図書館のクーラーのプラスかなと思って質疑しました。1階のクーラーということで理解いたしました。

次に補聴器の件です。119ページ、4人分ということで、これは10割補助なのか、今後、いろいろな難聴問題ですね、いろいろな事業で出て、この前の課長の説明では大人は適用しないとかありましたので、大人もいっぱいいますね。大人が多いんですよ。特に両耳が聞こえない大人が多くて、老人がですね、全然聞こえないということで。今の事業の子供もいいですけどね、できたら大人も全然聞こえない人もいますので、できたらこういうほうでも拡大、今後できるかな、できたらいいなと思っています。片耳は聞こえるけどという人はいいけど、両方聞こえなくて、隣に座っていて人が笑っていても意味がわからないという人もいまして、ぜひそういうのも調べてできたら、適用に入れてもらいたいなと思っていますので、もしできたらと思って答弁求めます。

次、長寿作戦事業です。これは今後もですね、2回やりました。酒田村とか、これだと思うんですよ。

次年度も続けていく予定なのか、答弁求めます。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時41分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

仲村美奈子福祉保健課長。

- 福祉保健課長 仲村美奈子さん 先ほどの質疑について説明いたします。

補聴器についての補助の額の件でございますけれども、基準額がございまして、この子に合った補聴器を購入した額と、基準額のいずれか低いほうの助成をさせていただいております。

それから、先ほど健康増進事業のほうで若干説明不足がございました。40歳以上に行われている特定健診以外、20歳から40歳までの皆さんの健康審査事業という理解をしていただきたいと思います。

それから健康長寿作戦の事業でございますが、モニターツアーを2回行わせていただきましたけれども、平成27年度に2回行いましたが、平成28年度も継続で実施をしていく予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

補聴器の費用のいずれか低いほうということでご説明をしましたが、その低い額の3分の2が補助額となっております。失礼いたしました。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

- 6番 吉田清尊君 84ページです。2款総務費、1項総務管理費、8目防災対策費、これは11節需用費ですね、61万5,000円。前年度は101万5,000円でありましたけど、この項目ごとに消耗品費、備蓄食料等購入10万円、防災避難訓練1万5,000円、燃料費、発電機用10万円、水道光熱費、電気料金40万円、これについての詳しい説明を求めます。

それから123ページです。123ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、17節公有財産購入費6,428万8,000円、この事業の概要についてお伺いします。

- 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの6番吉田議員のご質疑について説明します。

84ページです。防災対策費の11節需用費ですね、61万5,000円の。その内訳としましては、備蓄食料購入関係は、防災関係の食料でございまして、乾パンとか等々がございます。

あと、防災避難訓練ですね。これは各字公民館を中心に開催しておりますけれども、去年の11月15日は湧川区で開催しました。そのときの諸経費に充てております。

あと、発電機用の燃料につきましては、停電等に対する非常用発電でございまして、それに対する燃料費でございます。

あとは、電気料関係は防災行政無線に係る電気料でございます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいま6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

123ページ、3款2項1目17節の公有財産購入費につきまして、幼保連携一体化施設整備事業の計画が本年度策定いたします。その事業計画に基づきまして平成31年、村立の認定こども園の施設を建築する予定であります。その候補地につきましては、今帰仁小学校に隣接した形となりますけれども、その候補地

の民有地の購入費にあてがう予算となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 防災対策費ですけど、乾パン以外に何かほかに具体的にあるか、お伺いしたいと思います。それと、その食料の人数ですね、何名分を備蓄予定しているのかです。

避難訓練は、平成28年度はどこの字で行う予定であるか、お伺いしたいと思います。

それから幼保連携一体化施設整備事業ですけど、今帰仁小学校の幼稚園の近くということですね、この筆数と面積ですね、現在の村有地の面積、現在の小学校の敷地も利用すると思いますけど、それは幾らの面積で、それプラス今回購入の面積は幾らで、要するにトータルで面積はどれぐらいになのか、それと購入予定の筆数ですね。それから、この地主、スムーズに行くのは1人のほうがいいわけですけど、何名の地主がいらっしゃるかですね、それについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対して説明いたします。

84ページの防災対策費、需用費ですけれども、この備蓄食料等とありますけど、これの中には水とか、そういうものがございます。それで人数という把握ではなくて、毎回、ある一定量といいますか、その予算の範囲内で購入して、対応しているような状況でございます。

あと防災訓練は、平成27年度は湧川区で行いましたけれども、平成28年度におきましては、また区長会と相談して、その受け入れ体制もございますので、その辺また相談しながら決定していく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

幼保連携一体化施設整備事業の候補地の筆数と所有者の人数につきまして、所有者につきましては現在3名ということです。筆数については、手元に詳しい資料を用意しておりませんが、15筆程度だったと認識しております。

民有地につきましては約3,500㎡、全体の敷地予定が5,300㎡でしたので、約66%で、残りが公有地の敷地面積。学校敷地1筆の一部を活用していくというところです。なお、今後、調整をしながら拡大が可能であれば、また他の民有地についても若干購入していく方向でも検討しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 防災対策費ということでありましたけど、きょうは東日本大震災から5年目の3月11日でありますけど、この予算からして大変少ない備蓄食料かなと思っております。

本当に地震・津波とかは突然やってきますので、せんだってもある場所で村民の方々と話をしている中で、ある程度の津波が来れば今帰仁村のほとんどの住宅地まで津波が来るだろうという、ある席での話が住民からもありましたけど、全くそのとおりだと思っています。そういう意味で、ぜひこれから、いつでも地震・津波ですね、あるいは大型台風とかあった場合に対応できるような予算措置、またあるいは食料品を含め、また防災訓練も含めて充実強化をしていただきたいと思います。

それから、それについて今後、予算をふやし、対策を強化していく考えがあるかお伺いしたいと思います。

ます。

それから、幼保連携一体化施設整備事業5,300㎡の全体計画で、そのうちの3,500㎡を買い上げる予定だということでありましたけど、これは一部の土地をということでありましたけど、今の今帰仁村の幼稚園敷地とか保育所敷地を見ていると、今帰仁保育所の敷地ですね、大変狭く感じますね。子供たちが十分に遊べるような形も含めて、この際にぜひですね、財政厳しい折は大変わかりますけど、できるだけ広くですね。地主がまたそのすぐ幼稚園もできていくと、住宅とか分譲したり、あるいは本人で建てたりする前に、ぜひ後からだったらお金を準備しても買えないという状況が生まれる可能性がありますので、ぜひ敷地を広く購入することをご検討いただきたいと思っています。この敷地を今後広げることについて検討する余地があるかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

質疑の内容としましては、備蓄食料費の増と防災訓練の充実ということだったと思いますけれども、きょうも、ちょうど3・11の日に当たりまして、その中で一番お互いに教訓になっているのは、やはり自分の命は自分で守っていこうということが防災への第一歩だということ、湧川の防災訓練のときもその話があったんです。要するに意識を持って避難していくということが非常に大事だということを教わっていると思います。

そういう意味でも防災避難訓練の充実というのは非常に大切であるということ、各字ごとにも大切ですが、村全体としても字が主体となって、もっと捉えていかななくてはいけないのではないかなど。今のところはどうしても行政が主体となって、各字ごとに出向いていっているものですから、その辺の意識をもっと変えて、この地区ごとが、この行政がイニシアチブをとって避難訓練をするんじゃなくて、もっと各字ごとで主体的にできる方法がないかなどということは、今、総務課内でも議論されていることですので、その辺は非常に今後、課題であるということ、捉えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

認定こども園の整備候補地の選定につきましては、昨年の子ども・子育て計画にさかのぼり、建設の計画を審議してまいりました。その中で、敷地候補の設定につきましては整備の可能性とか、土地確保の容易性、また、その土地の形状とか、その他規制などの個別法等も含めて考慮し、あわせて子供の環境面などについても十分協議してまいりました。

敷地面積及び建物の園舎の居室面積につきましては基準面積がございまして、その基準面積に合わせて、その建築の全般を考慮しながら計画をしております。それにつきましては、これまで何度も村の子ども・子育て会議の中で協議してまいりましたので、その方針が固まっておりますので、行政としてはその意見を尊重しつつ、その計画は進めていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 2款1項8目の防災対策費でありますけど、今、総務課長からありましたように

自分の命は自分で守っていくという基本的な考えがとても大事だというようなことは同感であります。そういう意味で、ぜひ今後、各字でやる自主的なものを、防災訓練を役場がある意味でサポートし、それからぜひ必要なのは、きょうのそ〜れ広場前でも行われる3・11の事業がありますけど、消防の協力をいただいて各字、あるいは今婦仁村がやる場合ですね、ぜひ消防のプロの方々の力もおかりしながら、ぜひこれは一気に19字というのが難しい状況であれば、まず4、5カ所の字からでもできるところからやっていたら、この防災訓練というのは啓蒙活動が一番大事だと思っています。

認定保育園の用地について、これは予算内ということで理解しましたが、今後また子供たちが畑で作物をつくるということもあると思いますので、そのあたりも考慮していただきたいと思います。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 歳出について質疑いたします。

119ページ、3款1項4目20節扶助費の中の地域生活支援事業と育成医療給付費、障害児施設措置費の詳しい説明と、めぐりまして121ページ、3款2項1目1節、3節、4節、9節まであります子ども応援支援専門員の説明ですね。

そして122ページの13節委託料、幼保連携一体化施設整備事業、子どものための教育・保育給付費負担金の説明です。あと、地域型保育施設入所給付費の詳しい説明。

次、めぐりまして141ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目の4節共済費、海岸漂着物等地域対策推進事業について、説明を求めます。

145ページの4款2項1目19節負担金、補助及び交付金ですけど、これの生ごみ処理器等助成金、これはどれくらい普及しているのか、そして幾らぐらいまで助成があるのかの説明を求めます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時06分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 3番與那嶺議員の質疑についてご説明いたします。

119ページとなります。3款1項20節の扶助費でございますが、地域生活支援事業のご質疑について説明をさせていただきます。障害を持つ方が、その人権が守られて、そのふさわしい日常生活が行えるようにということでの事業になります。内容としましては、自動車の運転免許の取得事業であったり、自動車の改造費の助成事業でありましたり、現在、役場にも配置をしておりますが、手話通訳、あるいは要約筆記の奉仕員等の派遣事業であったり、それから重度障がい者の乳児等のサポートをするためのコミュニケーション事業であったりということで、地域で障がい者の方の暮らしやすい生活を補助するための事業でございます。

そして育成医療給付費でございますが、更正医療とは対比させて18歳未満の障害を持つお子さんが、その疾患があるために確実な治療ができるように指定医療機関での医療を受ける際の給付事業でございます。

それから障がい児の施設措置費でございますけれども、18歳未満の障がい児の方が入所している施設で受けるサービス費の給付費でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **幼保連携推進室長 宮里 晃君** ただいまの3番議員の質疑についてご説明いたします。

122ページ、3款2項1目に関する子ども応援支援専門員に関する予算についての説明です。この予算につきましては、沖縄県の子どもの貧困対策事業、これは国庫事業として予算が充てられておりますが、その費用につきましては10分の10の補助事業というところで、市町村が行う貧困状況にある子供の支援を目的とする支援員の配置にあてがう費用であります。

主な業務の内容なんですけれども、支援員が問題を抱えている児童の掘り起こしとか、その実態把握、また対策支援とか、これまでの対策支援を行ってきた中の評価や、その後の対策、検討を行うための支援員1人の配置費用ということで予算に計上しております。

また、122ページ、13節委託料、子どものための教育・保育給付負担金、地域型保育施設の入所給付費になりますけれども、この委託料につきましては平成28年度からスタートいたします事業所内保育に入所する児童の保育料の負担となる公定価格、その公定価格から自己負担分を差し引いた残りを、保育所の運営費用として村から事業所へ交付する委託料となります。その費用につきましては子供の人数によって変動はありますが、年間分の費用として計上しています。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 田場盛史住民課長。

○ **住民課長 田場盛史君** 3番與那嶺議員のご質疑について説明いたします。

141ページ、4款1項4目環境衛生費の海岸漂着物等対策事業についてでございますが、これは11月から3月にかけて沖縄県の補助事業で沖縄県海岸漂着物等対策推進事業がありますが、補助事業が実施されないシーズンから10月までの間、村の単独になるんですけれども、海岸に漂着した不要なごみ等の回収ですね、処理等を行うための事業となっております。

それから145ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の19節生ごみ処理器等助成金についてですけれども、この実績ですけれども、平成27年度現在で17件となっております。

助成額はちょっと手元にございませんで、後でまたお知らせします。

○ **議長 東恩納寛政君** 3番與那嶺 透議員。

○ **3番 與那嶺 透君** まず119ページの地域生活支援事業について再質疑いたしますが、育成医療給付費、障害児施設措置費も含めてなんですけど、これは本人というよりは家族、あるいは保護者への給付、助成として理解してよろしいでしょうか、伺います。

121ページの子ども応援支援専門員についてなんですけど、具体的な対策活動ですね、もう少し詳しく説明を求めます。

122ページ、幼保連携一体化施設整備事業、子どものための教育・保育給付費負担金、これと地域型保育施設入所給付費は別の事業だと認識していて、この上のは金額が書かれていなかったのかあつたのかなど、これの説明も求めたいと思います。

141ページ、海岸漂着物等地域対策推進事業はビーチクリーンと理解してよろしいですね。これは、それで理解いたしました。

145ページの生ごみ処理器17件の実績があると。これは一般家庭の生ごみ処理器の実績なのか、それとも農業とかをされている方で、堆肥として利用している方もいらっしゃるんですけど、これも含めての実績

なのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時18分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 先ほどの質疑についてご説明いたします。

地域生活支援事業についてでございますが、障害を持つ方が住みよい環境の中で生活ができるようにと
いうことでの支援事業でございますので、給付自体は本人のほうに給付をすることになります。

それから障がい児の施設措置費につきましては、施設のほうにサービス費が給付されることになります。
以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの3番議員の質疑についてご説明いたします。

子ども応援支援専門員の業務につきましてですが、この支援員につきましては貧困によるさまざまな課題を抱えている児童を含めてこの世帯の課題を一つ一つ解決するために、家庭訪問及び学校への意見聴取などを行って、その家庭の家庭環境や、この子供の生育歴、また障害を持っているのであれば、そういう部分に関しても含めて調査し、その世帯、子供における課題を十分把握した中で、さまざまな制度とも結びつけて、この世帯、子供への支援の充実を図るための支援員という形になります。もちろん支援員のみで解決するのではなくて、関係者のケース会議や支援会議、検討会議も行いながら、十分な支援に当たられるよう、支援員を配置しているというところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

生ごみ処理器等助成金についてですけれども、これにつきましては家庭用生ごみ処理容器購入助成となっておりまして、実績につきましても一般家庭用の生ごみ処理器の実績となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 地域生活支援事業、育成医療給付費と障害児施設の件に関して課長の説明で理解いたしました。

子ども応援支援専門員につきましても、貧困家庭の子供を救うための対策として支援員を置いて、何が
必要なのか、この家庭に何が必要なのか、そしてこの制度は、どんな制度があるのか、これに対してどん
な制度があるのかというふうに認識することができました。

生ごみ処理器なんですけど、17件という実績、少々まだ少ないのかなという気もするんですけど、と言いま
すのは、2月からごみの有料化が始まって、ごみ袋の有料化ですね、要するに減量を図るための有料化が
2月から始まって、生ごみを処理して減量を図るという意味でも、もう少し広報等をやったほうがいいの
ではないかなと思いました。これで、少しでもごみが減っていけばと思います。それについて、まだ広報
とか、そういったことを随時やっていくのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

生ごみ処理容器の助成についてですけれども、実績は17件ということで、これまで以前購入した方に聞き取りしたところ、虫が発生したりとか、例えばその使用方法とかですね、ぼかしを使っていない家庭とか、そういった形で買い控えしているという話を聞いておりますので、今後は、この助成のあり方とか、例えば電気式についても補助事業の内容の中に入れるとか、その要綱をまた改正しながら生ごみ処理容器の普及を図っていきたいと考えております。

また、広報等でも周知を図りながら、生ごみ処理容器の助成を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出141ページ、4款1項4目環境衛生費の4節、7節海岸漂着物等推進事業、142ページの需用費の同事業12万円の説明と、143ページの14節使用料及び賃借料、火葬場の駐車場整備についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時26分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

141ページ、4款1項4目環境衛生費の海岸漂着物等対策推進事業の共済費、賃金、それから需用費の件なんですけれども、先ほど説明しましたとおり11月から3月にかけて県の補助金、県の補助事業で沖縄県海岸漂着物等対策推進事業があります。その補助事業が実施されない期間ですね、シーズンから10月までの間、海岸に漂着したごみや不用物等ですね、その回収処理を行うための事業となっております。

それから143ページ、4款1項4目の使用料及び賃借料ですね、これの火葬場駐車場整備ですけれども、これはその駐車場がいっぱいになったときに借用している企業の誘致があるんですけれども、その整備のためですね、機械のリースということになっています。例えば車がとめられないような形で、その用地がなっている場合には、そこを整備する形ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 11月から3月まで年に何回ぐらいやるんですか、この漂着物の掃除ですね。

そして火葬場の駐車場、企業有地もいいんですけど、やっぱり向こうの地区だけ…、あれはほかの人も借りているわけですよ。委託みたいなんです。北部製糖工場のほう、また沖縄電力から、またほかの人が借りているわけです。3段階になっているわけですね。この借りている人は、やっぱり向こうは畑をする予定地なんですよ。だから3段階に借りている人がいるから、整備するときですね。この3番目の人をお願いしないといけないわけですね。これはやっていますか。整備するときをお願いしていますかということなんです。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時33分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

駐車場整備につきましては、企業有地なんですけれども、そちらのほうに許可をとって借用している形になりますけれども、この整備の費用というのは、例えばこちらが借りていますので使った後に、その土地が例えばでこぼこになったりとか、そういった場合にはそのままではまずいので、ここを整地するための機械のリース料ということで予算を計上しているところでございます。

それから海岸漂着物についてなんですけれども、11月から3月までにつきましては県の事業になりますけれども、ウップマビーチからシバンティナまで、それから古宇利の海岸一帯ですね、それを月曜日から金曜日まで毎日回りながら、漂着物の処理を行っているということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)

5年前の3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災による多くの被災者のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、一日も早い復興を祈願して1分間の黙祷をささげたいと思います。全員起立お願いします。黙祷。

(黙 祷)

○ 議長 東恩納寛政君 黙祷なおれ。着席。

休憩します。 (休憩時刻 午後2時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時48分)

ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 質疑いたします。

116ページ、3款1項2目18節の備品購入費、介護予防事業、車両購入費2万4,130円。

145ページ、4款2項1目19節、先ほど3番議員からも質疑がございましたけれども、生ごみ処理器等助成金。先ほどの質疑で大体把握しましたけれども、その中の、これは全額助成されるのかですね、それとも何%という形でやられるのかというのを伺いたしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの11番議員の質疑についてご説明いたします。

116ページになります。3款1項の18節備品購入費で組まれております2万4,130円の説明でございますが、介護予防事業で車のリースを行っております。これは、事業の該当する皆様を送迎したり、あるいは職員が各自宅を訪問するときの車両でございますが、リースが3月をもって終わることになりました。それで、残りの2万4,130円で車を買上げるということにしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの11番座間味議員の質疑について説明いたします。

145ページ、4款2項1目清掃総務費、負担金、補助及び交付金の生ごみ処理器等助成金についてですが、補助内容についてですけれども、1世帯につき3年間に合計2個までの助成が受けられます。助成額については、購入費の2分の1、合計で上限が5,000円となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 車両購入費につきましては、理解いたしました。

生ごみ処理器のほうでございますけれども、5,000円ということでございます。先ほどの3番議員の質疑で非常ににおいがするとか、虫がわくとかという話がありましたけれども、この処理器にもピンからキリがあると思うんですよ。においも出さないものもあるはずですし、虫がわかないようになっている機械もあると思うんですけれども、昨年が40万円計上されています。今年度は30万円と少なくなっているわけですけれども、この上限を上げることで、より利用者もふえるんじゃないかなと思っております。そのところを伺いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時52分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

家庭用生ごみ処理容器の購入の上限ということなんですけれども、今、実際購入していただいた方が申請する場合に、その金額なんですけれども、大体2,000円前後となっております。2台購入しても5,000円以内に納まるということになっておりますけれども、先ほど説明したとおり、生ごみ処理器のみではなくて、今回の予算に生ごみ処理容器等助成金ということで、去年と内容を変えていこうということで今、考えております。その中で電気式ですね、ちょっと高額になるんですけれども、そういったものも補助費の中に含めていくということで今、検討しているところでございます。

広報等でも、この生ごみ処理容器の使用方法とか、そういったものを周知していこうということで今、考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 この処理器につきましては、ごみの減量化にもつながりますし、環境保護にも資するものだと思っておりますので、取り組みを進めてほしいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出について質疑いたします。

79ページ、2款1項1目、これは78ページからまたいでいるんですが、14節使用料及び賃借料の79ページにあります人事評価システム使用料というのがあるんですが、その評価システムの概要を伺います。

続きまして、119ページの3款1項4目の20節扶助費、同僚議員からもありましたが、難聴児補聴器購入等助成事業です。ある程度説明で理解はしているんですが、今、18歳未満で2、3人は大体いるであろうというのはわかると。そのうちの3分の2補助という話なんですが、その補助の内容は新しく買いかえるときに発生するのか等、その辺の内容を伺います。

続きまして、145ページの4款2項1目の13節指定ゴミ袋等販売委託料と、19節の清掃組合負担金の説明を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの2番上原議員のご質疑に対して説明いたします。

79ページの使用料及び賃借料の中にあります人事評価システムの使用料ということで、人事評価システ

ムの概要ということのご質疑でありましたけど、今回、地方公務員法の改正に伴って人事評価の制度を導入する必要があるために、この予算を計上しております。

いわゆる評価の内容なんですけれども、まず2点ございます。1点目は能力評価と業績評価という2点がございます。能力評価というのは業務の遂行の能力の発揮度を、どれくらい発揮したかというのを基準に照らして評価するということでございます。あと業績評価といいますのは、本人にその年度の目標を立てていただきまして、その目標に対してどの程度達成してきたか、それを評価してもらうという2つの方法で評価をしていくと。将来的には、それが手当にも反映していくというふうな段階をとっています。いきなり手当に反映するものではなく、執行期間がございまして、その執行期間を経て将来的には評価していくと。この手当にも反映していくというのが、このシステム、この制度設計自体の全体像でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 2番上原議員に質疑について説明いたします。

145ページ、4款2項1目清掃総務費13節委託料の指定ゴミ袋等販売委託料についてですけれども、平成28年2月1日から指定ゴミ袋による燃えるごみと、それから粗大ごみ処理券による粗大ごみの有料化がスタートしております。それに伴い、燃えるごみ、または粗大ごみについては村の指定するゴミ袋、または粗大ごみ処理券を購入していただき、ごみを出すこととなりますが、その購入代金ですね、それが手数料となっております。その手数料を指定ゴミ袋等販売手数料として計上しております。手数料については、大の90リットルが1枚当たり60円、中の45リットルが1枚当たり30円、小の30リットルが1枚当たり20円となっております。休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時00分)

当山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 当山清巳君 145ページの清掃組合負担金の質疑について説明します。

この額は去年の当初と同じ額になっています。消防もそうですけど、清掃組合に関しては本部町と今帰仁村の両方で負担しているような形になっています。両方のヒアリングの日程が2月中旬にもつれてしましまして、両方でヒアリングをして、ある程度の清掃組合の予算額のめどがついています。

実際の要望額は、今の当初要望額としまして今帰仁村の負担額分は1億8,000万円近くになっています。それがあまして、今、当初予算はそうありますが、当初予算を組むときの編成に間に合わなかったものですから、9月なりの決算を踏まえて、留保財源になりますけど本部町と調整しながら手当てをしていきたいというふうに考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 2番上原議員の質疑についてご説明いたします。

難聴児の補聴器の購入助成事業でございますが、補聴器の購入並びに修理についても助成をすることになっております。ただ、指定医師の診断が必要になるということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** ただいま説明いただきました119ページの難聴児の助成事業のほうは理解いたしました。大変親御さんの負担にもなっている部分があると思いますので、助かると思いますので、ほんとにすばらしい制度だと思います。ぜひ今後とも続けていただけたらと思います。

79ページの人事評価システム使用料のシステム内容ですけれども、能力評価は業務能力の査定と、あと業績評価は個人目標の達成度等を見るという話であるんですが、では業務能力のほうなんですが、それを評価する相手方といいますか、それは課長なのか、村長なのかとかですね、その辺の査定をするのは誰なのかですね。あともう一つ、業績評価システムの中の個人目標なんですが、個人目標と広く言ってしまうと、多分個々で設定の度合いとかも簡単に達成できるものもあれば、いろんな難しい部分もあって、なかなか難しい部分なのかなと思うんですけれども、その辺の対策というか、内容的な部分を持ち合わせているのかどうか伺います。

続きまして145ページの指定ゴミ袋の委託料ですけれども、おおむねそれは理解いたしました。19節の組合負担金にもつながる部分なんですが、これ歳入のほうで手数料は先ほどいろいろ話を伺いましたけれども、実際、歳入では930万円ほど手数料として上がってきている部分でありまして、単純にこの委託料等を最初で支払っても結構な額の歳入部分が残ることになるかなと思うんですけれども、今、組合負担金、調整がおくれて要望額には達していないとか、いろいろありましたけれども、2,000万円ですね。

今後、組合負担金、実際ごみ問題等いろいろですね、なかなか難しいところではあると思うんですが、なかなか財源的にも組合のほうで厳しいという話もありますので、その辺の負担金の増にも、そういうごみ袋の販売手数料というのは反映されてくるかですね、その辺を伺います。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質疑に対してご説明いたします。

質疑としては2点ですね、1点目の評価は誰がするのかということなんですけれども、一般職員に対しては管理職である課長ということになると思います。ただ、管理職自体もまた評価されるという、こういうスキームですか、こういうふうになろうかと思えます。

あと、ご指摘のとおり、自分自身で目標値を設定するというのもハードルが低くなったり高くなったりするということは理解しておりますけれども、その立て方にしても上司とヒアリングの中で、どういった目標を立てていくかも、このヒアリングの中で設定していくことになろうかと思えます。そういうイメージで、これからシステムを、この制度自体を進めていく予定でございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 田場盛史住民課長。

○ **住民課長 田場盛史君** ただいまの質疑について説明いたします。

先ほど私のほうで委託料についての説明を行ったんですけれども、ちょっと訂正お願いしたいんですけれども。先ほど手数料ということで説明申し上げましたけれども、これは委託料でして、実際には、3社と委託契約をしております。その手数料については、指定ごみ袋が1枚当たり6円、処理券につきましては1枚10円、そういった金額となっております。その年間の必要枚数に合わせた委託料となっております。休憩をお願いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 休憩します。

(休憩時刻 午後3時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時08分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

ごみの指定袋、処理券を販売することによって、こちらの歳入となる手数料についてですけれども、その手数料の使い道としては生ごみ処理容器の購入事業とか、それ等に充てられます。

また、そういった取り組みを行うことで指定ごみ袋が減りますので、そういった形で施設に関するものの負担金、そういったものも減るのではないかと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 79ページの人事評価システムのほうからですが、業務能力は管理職である課長のほうが評価していくというシステムであるということなんですが、人事にも今後結びついてくる、人事評価にでも結びついてくる部分なのかなと思うんですが、かなりのその制度自体、課長に人事権というか、力を持つのかなと思います。それに対して、課長の、要は人事を評価するための研修等ですね、課長のスキルアップ等も今後は組み込んでいくのかどうかですね。

また、この課長も評価されるということですがけれども、課長の評価は村長とか副村長になるのか、お伺います。

個人目標は、やっぱり課長のスキルアップにつながるものだと思いますので、そこは理解いたしました。

手数料の件は、ごみ減量化に今後ともしっかり取り組んでいくという形でのものだと理解いたしました。こちらは終わります。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明します。

ご指摘のとおり、評価をする側もスキルアップが必要だということは、そのとおりだと思います。それについての研修も当然必要になってくると思います。評価する側も、またされる側も、ともに互いに評価されると。例えば管理職にしても職員からの評価も加味されるだろうと。そういう意味で、相互のこと、そういうシステムになっていくかと思っておりますので、それがやっぱり集約して人事担当課に行くとか、これからですので、そういうイメージで、この制度がスタートしていくということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 人事評価システムですね、話を今、聞いているだけでは、この職場の雰囲気とかも含めてですね、なかなかいろいろと課題は多くあるのかなと思うんですが、これも始まるわけですので、ぜひしっかり職員のレベルアップにつながるいい制度だというふうになるような形で、今後ともシステムの活用を求めまして終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 歳出、質疑いたします。

101ページ、103ページ、105ページの全部13節になります。参議院、県議会、村長選挙のポスターの掲示板設置の件についてですが、こちらのですね、この費用の説明を求めます。

次に122ページ、これも13節です。幼児教育無償化に係るシステム改修費というのがあるんですけども、無償化という、これの説明です。

次に132ページの2目1節地域自殺対策強化事業の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの9番山城議員のご質疑に対してご説明いたします。

103ページの委託料のポスター掲示板設置です。これに対しましては、県議会選挙のポスターの設置に対して箇所数は今、把握していないんですけども、その全箇所数に設置の委託を社協へやっている状況だと理解しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時16分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの9番議員の質疑について説明いたします。

122ページ、13節委託料の幼児教育無償化に係るシステム改修費になりますが、その幼児教育無償化についてのご質疑と認識しておりますが、これにつきましては国の子ども・子育て支援、貧困対策に関する事業として、平成28年度予算で国のほうで予算が計上されております。

内容については、年収約360万円未満の世帯について、保育料、幼稚園を含む多子世帯の保育料の負担軽減につなげるものであります。多子計算に係る年齢制限を撤廃して、第2子半額、第3子以降の無償化を完全実施するというものであります。ただし、制限が先ほどお話ししましたように年収360万円未満の世帯ということです。上限の年齢につきましては、まだ国のほうから審議されておらず、今回の支援策は低所得者層の支援策ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 9番議員の質疑についてご説明申し上げます。

自殺対策強化事業でございますけれども、近年、今帰仁村におきましても自殺者数が3名から5名ほどいる状況でございます。自殺の危険性の高い方々に対しての心の健康相談や訪問相談、それから定期的なお薬の処方についても相談を行いながらということで、社会福祉士の配置をして強化に努めている現状でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 幼児教育無償化につきましては理解できましたので、質疑は選挙用のポスターの設置の件なんですけど、社協に委託されているということなんですけど、以前から提案してありますが、村内各小学校、中学校にクラブ活動が盛んにありまして、好成績を残しており、県に派遣されたり、県外に派遣されたりすることも多々あるわけです。そのたびに、その父兄の方々は大会ごとに関係する物品を販売するんですね、ドゥーグルサーしながら。それを軽減するためにも、そういった方々に、こういう情報を提供しながら輪番制といいますか、そういった方法はないのか以前にも提案して、検討すると言っていたんですけど、そういう状況は見られないので、再度質疑いたしまして答弁を求めます。

次に自殺対策強化なんですけど、この方々の情報の収集とかはどのようになさっているのか、そしてこう

いう方々は心に病というか、そういったのがあからそ人と会うこともなかなかできず、そしてひとりぼっちなんですね、要は。そういう方が自分の友達にもいましたし、それは決してあってはならないことだと思って常々私は質問をしたりするんですが、一向にそういう毎年といいますか、年に何回といいますか、数年に何回というか、そういのがあって大変さみしく感じるんですが、その辺のさらなる強化対策も必要じゃないのか、地域を踏まえての対策も必要なのではないかと思います、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対して説明します。

ご質疑の内容としましては、部活の父母会でできないかという、資金造成のためにできないかというご質疑だったと思いますけれども、それに対しては、選挙管理委員会は独立した機関でございますので、そういう要望があったということをおし伝えるということで答弁していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 質疑についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃったように大変デリケートな部分もございまして、社会福祉士の1人の配置をして対策にもとりかかっているところですが、保健師とのタイアップをして訪問相談の充実を平成28年度は、もっと図っていきなというふうに思っております。

それから精神的に非常に不安定な状況にあるということで医療機関にかかるわけですが、十分にそのお薬の管理ができていないことも実態として上がっております。レセプトの点検につきましても、精神の障害をお持ちの方々の分につきましても、平成28年度でしっかりと充実をさせる方向で保健師との意見交換を行っているところでございます。

心の相談会につきましても臨床心理士の先生の力をかりて、奇数月の第2木曜日に開催をしているところですが、議員がおっしゃったようになかなか引きこもって出てこられない方々の把握と、それから周知につきましても社会福祉協議会との連携を強化させて、社協が主催するゆいネットワークという連絡会が発足しております。そちらで民生委員の皆様、それから関係機関、医療機関を含めて地域の実情を確認しながら、十分に手を差し伸べていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳出について質疑いたします。

78ページです。2款1項1目13節の職員メンタルサポートシステム委託料です。その詳しい内容。

112ページです。3款1項1目19節、7段目、村社協運営補助金1,000万円、今回計上されておりますけれども、これは前年度、今年度、1,200万円の減になっているわけです。これは、いろいろ減額の理由とですね、運営管理を踏まえた中での上程をしたのかですね、その点詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの10番久田議員の質疑に対して説明します。

78ページの職員メンタルサポートシステム委託料でございましてけれども、それに関しては職員の職場環境における精神状態といいますか、職場環境をどのように変えていくか、また職場における職員の置かれている立場をチェックするために臨床心理士、または精神科医と連携した中で、職員のストレスチェック

を実施し、職場環境の改善に役立てるという業務でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 10番久田議員の質疑についてご説明申し上げます。

112ページの補助金、負担金でございます。議員がおっしゃるように平成27年度1,200万円の減をさせていただいて、社協にはある意味ご理解をいただきながらということで平成27年度の補正は行っておりません。平成28年度についても、新年度予算の人件費が主な捻出になりますけれども、社協の5名の正職員についての人件費は到底賄える額ではないと私も理解をしております。村の福祉分野での拠点となる社協については、私どもも大変お世話になっているところも多いわけでございますが、当初では1,000万円の、平成28年度スタートを切って、今後、事務局長とも話を、いろいろ意見を交換しながら、平成28年度については財政の許す範囲の中では補正をかけていきたいと村長ともお話をしているところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時27分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時27分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 担当課長より答弁をいただいて理解をしております。

メンタルサポートシステム委託料についてでありますけれども、今、臨床心理士と精神科医、一人ずつチェック等々の内容であると。これにおいても110万円という、かなり私は高額の委託料だという認識をしています。ただ、やはりこれだけ限られた財源で110万円、最大発揮していただくように願うわけですが、やはりこの計上に至るまでですね、例えば庁議、庁内でいろいろ総合的かつ本質的な部分にいろいろと議論を重ねてきたのかですね。これは大変大事な件だというふうに、本村の中核を担う職員の問題でありますし、この職員をどこまでこれ、対象範囲になるのかですね。150名余りの職員を抱えているわけですが、賃金・臨時職員と嘱託職員を含めてですね。

今、そういうシステムの委託料に移るわけですが、やはりこれは時期的な問題もあると思うんですよ、この臨床心理士、あるいは精神科医との。いわゆる発症してから、そういうものにあてがうのか。いろいろ議論したかというのは、そういう点です。例えば、これまでのいろいろな統計を見てみると、採用時であるとか、人事異動、そういう境を機にいろいろストレスの問題であるとか、人間関係であるとか、そういう発症の時期もありますし、ひところ昔はやはり五月病とも言われてまいりましたけれども、今はですね、先ほど自殺対策の話も出ておりましたけれども、やはりブルーマンデー、これ統計をとると月曜日に自殺が多い。自殺の件数が上がってきているという事例も、数字が出てきているんですよ。せっかくこの110万円、来たお金を使うためにも、ぜひこれはしっかりと庁内で議論もして、いつそういう時機を見てですね、そういう臨床心理士、あるいは精神科医とのいろいろ相談も含めて、ぜひそれはあがっていただきたいというふうに思っています。その辺ですね、再度議論する、私は必要性が大いにあるのではないかなと思いますけれども、その点、伺いたいというふうに思います。

それと、めぐりまして社会福祉協議会補助金の件でありますけれども、やはり前年度、今年度、1,000万円、福祉保健課長の認識されている人件費ですね。余りにもですね、昨年度も補正をされるという話をされて、補正の手当てがなかったという話も聞いています。やはり社協には多額の今、留保資金というの

も存じ上げていると思いますけど、それを余りにもあてがうと、やはりこれは全然私はその資金の性格上、2年連続これは1,000万円計上というのはですね、少し性格上、違うのではないのかなというふうに思っております。しっかり先ほどの答弁で、平成28年度には村長とも相談申し上げまして補正を行うという答弁もいただきまして、ひとつ安心をしておりますけれども、再度この件は補正していくおつもりなのか。

というのも、やはり社協は本村の福祉の中核を担う職場でありまして、その辺、機能低下につながってはいけないというふうに思っていますので、その辺しっかりお約束いただけるのかどうか、その辺ですね、難しいとは思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時33分)

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明します。

職員メンタルサポートシステム委託料の件でございますけれども、その委託料の内容としましては、先ほどにもう少し加えて話しますと、ストレスチェック、それで終わるわけではありません。調査票を集計して、どういった問題があるか、課題があるかということも出てきます。また、それに対してチェックの結果で各職員個人へのカウンセリングといいますか、個人へのカウンセリングで調査票を返すときに、また各個人へのカウンセリングが必要なのはしていくと。また、もっと医学的に医師の面談が必要なのは、それなりにやっていくと。そこで、それも踏まえながら、それと同時にまたメンタルヘルスの研修も加えてやっているという項目等々を実施しております。

ご提案のありました庁内議論というのは、なかなか個別の問題に対しての議論というのが微妙なところもあるし、ちょっとさわれないところもありますので、その辺は担当課で個別に個人的にやっていくと。この今までの結果を受けて集計されて、組織としてどういった問題があるかということが結果として出た場合には、やっぱり全体での議論ができるのではないかなと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 質疑についてご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、私ども福祉保健課といたしましても、福祉行政の拠点となる社協が機能低下を起こすということは、あってはならないと理解をしております。

今後、平成28年度につきましては、社協との十分な意見交換を踏まえて、必要な財源については確保できるように担当課としても努力をしていきたいと存じます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 先ほどの答弁を受けて、もう一つ。やはりおっしゃるようにメンタルというデリケートな部分でありまして、そこだけにやっぱりきちんとした対応が必要だというふうに思っているわけです。カウンセリングとか医師の処方、いろいろあろうかと思うんですが、やっぱりこの問題は職員だけに限らず大きな社会問題となって、今後ともこれは論点になっていく要素だというふうに思っています。

しかし、これは決して逃げるわけにはいかない問題でありまして、やはりこれは本質的に何が問題なのか、なぜ解決に至らないかということ、やはりお互いが視点を持ち続けていくことが必要ではないのかなと

いうふうに思っています。

先ほどから申し上げておりますけれども、本村の中樞をなす行政機関でありますので、やはり職員お互い同士が寄り添って、あらゆる目配り気配りをしながら、そういうことがやっぱりまた村民に対しての住民サービスに私はつながっていくのではないのかなというふうに思っています。

ぜひこれは委託して投げるんじゃなくて、しっかりこれは管理職を中心に議論もいろいろ重ねていただきたいというふうに思っています。その辺ですね、今後の方向性、もし持ち合わせておりましたら、ぜひ答弁をいただきたいなというふうに思っています。

それと、先ほど来、社協の問題ですけれども、やっぱりこれは社会福祉協議会、非常にこれは公益性が高く、これは公共性も強いという、先ほど来申し上げている、これは地域福祉事業を補完する、福祉行政の補完だという私は認識を持っています。

ぜひこれは、先ほども機能低下も出てはいけない、やはり1,200万円余りの減というのは、私は余り見たことがない金額でございます。この数字というのは、私は大きいという認識をしておりますので、やはりこの機能充実をさらに高める。これは絶対機能低下を招いてはいけない。職員の意識を低下させてはならないというふうに思っておりますので、その辺ですね、補正というのは大変厳しい答弁になろうかと思っておりますけれども、しっかりその辺、前向きに、ぜひ補正でもってあがって機能充実を高める、そういうふうに努めていただきたいというふうに思っています。再度答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対して説明します。

ご指摘のとおり、この問題というのは非常に社会的な問題も含めて大きな問題だと認識をしております。これまでにも、この職場でも余り例を見なかったんですけれども、少しずつそういう人が出てくるとかいうものは、やっぱり社会全体の問題もあろうかと思っておりますけれども、職場としては今の委託をしながら全員で考えていけるような体制をとって、また、それを受けて、その結果の中で個別ではなくて全体で誰が問題があるかが見えてきたときには、その結果を受けながら庁舎全体で議論できるものと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 先ほどの質疑についてご説明申し上げます。

社協との協議は十分に重ねて、必要な財源は確保していきたいと前向きに取り組んでまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

(延会時刻 午後 3 時40分)